

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和5年3月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- ・掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要な場合があります。

3 縣市町別サービス一覧【富士宮市】

(令和6年6月18日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		問合せ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	○		建築住宅課	0544-22-1163	
2	母子健康手帳の交付（再交付）	○		健康増進課	0544-22-2727	
3	もうすぐパパ・ママ学級	○		健康増進課	0544-22-2727	
4	産前産後サポート事業mama talkべいびっち	○		健康増進課	0544-22-2727	
5	子育て応援ヘルパー等派遣事業の申請	○		健康増進課	0544-22-2727	
6	にこにこ離乳食教室	○		健康増進課	0544-22-2727	
7	不妊治療	○		健康増進課	0544-22-2727	
8	犯罪被害者等に対する見舞金の支給	○		市民生活課	0544-22-1132	
9	介護保険認定申請		○	高齢介護支援課	0544-22-1474	
10	住民票上の続柄を「縁故者」とすることが可能	○		市民課	0544-22-1135	